



「さしのべた その手がこどもの 命綱」



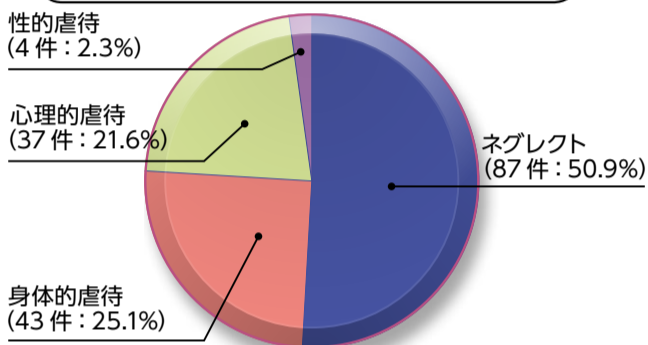
【オレンジリボン運動】
「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動であり、そのシンボルマークであるオレンジ色は「子どもたちの明るい未来」を表しています。

児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、昨年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談件数は66,807件で過去最多になりました。国では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めて集中的な広報・啓発活動を実施しています。本年度の標語は「さしのべた その手がこどもの 命綱」。子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況で、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。

～ 11月は児童虐待防止月間～

お問い合わせ 子育て応援課 子育て支援室 ☎ 861 - 5026

平成24年度 虐待種別内訳 (合計171件)



過去5年の虐待相談件数

平成20年度	78件
平成21年度	101件
平成22年度	98件
平成23年度	128件
平成24年度	171件

本市が対応した平成23年度の児童虐待相談件数は128件でしたが、平成24年度は171件と前年度比34%増加しています。対象児童の年齢層は半数が未就学児となっていて、0歳児も13件ありました。虐待種別はネグレクトの割合が一番大きく50・9%となっていて、続いて身体的虐待、心理的虐待、性的虐待の順となっています。

那覇市の現状

児童虐待とは

【身体的虐待】

殴る、蹴る、たたく、つねる、激しく揺さぶる、火を押しつける、溺れさせる、首を絞める など

【性的虐待】

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食べ物やミルクを与えない、衣服をかえない、ひどく不潔にする、学校に行かせない、ケガや病気になっても病院に連れて行かない など

【心理的虐待】

言葉による脅し(怒鳴る、罵声をあびせる)、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンスDV) など



『もしかして…?!』と思ったら

児童虐待Q&A

Q 子どもを叩いたりすることは、しつけのためでも虐待になりますか?

A しつけとは子どもの健全な成長発達のためのものであり、子どもの体や心に傷を与えるほどの行為や健全な成長発達が妨げられるものであれば、それがしつけのためであっても虐待になります。

Q 近所で親の怒鳴り声と子どもが激しく泣く声ときどき聞こえます

A 怒鳴り声と泣き声だけで虐待と断定はできませんが、繰り返されるような場合や「普通とは違う」泣き声、助けを求める内容の音が聞こえる場合は虐待の可能性があると考えられますのでご連絡ください。

Q 虐待と言いきれなくて、虐待じゃなかったらどうしようかと迷っています

A 虐待でなくても、あなたからの相談は、苦しい思いをしている親子が、よき援助者に出会うきっかけになるはず。また、調査の結果虐待ではないと判断されてもあなたが責任を問われることはありません。

Q 電話したことが周囲や本人に知られてしまわないか心配

A 通告元が知られないよう秘密を守ります。相談した人が誰かを特定されたりするような情報は、決してもらしません。秘密は必ず守られます。



あなたの 子育てをサポート!

～子育ては100点満点でなくてもいい。
自分なりの「100点満点」を目指しませんか?～

子育てに「満点」なんてありません。満点を目指して頑張り過ぎずに、自分なりの「満足」で心にゆとりを持てるように心がけましょう。

相談したいときは

家庭児童相談室 ☎ 861 - 5026

0歳～18歳の子どもについて、養育上の問題や家庭に関する相談も受け付けています。

手助けが必要なときは

那覇市ファミリー・サポート・センター ☎ 857 - 8991

援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、アドバイザーのコーディネートでお互いに育児を手助けします。

色々なサービスで、あなたの子育てをサポート

- 地域子育て支援センター (7か所)
- つどいの広場 (10か所)
- 育児支援 家庭訪問事業
- 児童館・児童遊園
- 放課後 児童クラブ